

## § 8

## 平成23、30、令和2、3各年度決算検査報告掲記の「意見を表示し又は処置を要求した事項」の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和3年度決算検査報告までに当局において処置が完了していなかったものは、平成23、30、令和2又は3年度決算検査報告に掲記された計23件<sup>(注)</sup>である。このうち、処置が完了したものが18件、処置が完了していないものが5件となっており、対象となった各省庁等が本院指摘の趣旨に沿い改善のために執った処置及び処置状況を整理すると次のとおりである。

## ◎ 1 処置が完了したもの

## 平成23年度決算検査報告

## (1) 防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛省)

## &lt; 指摘の要旨(意見表示事項③⑥) &gt;

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

## &lt; 講じた処置 &gt;

同省は、平成24年度から27年度までに、テレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の

(注) 本書では、同様の指摘事項については、それらをまとめて記述している。

方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。

そして、4年度には指定基準の改正の方向性を踏まえるなどして指定基準案を作成し、5年5月に地元関係者に説明を行い、同年6月に航空機騒音の実態の変化を適切に反映させられるよう新たな指定基準を定めた通達を各地方防衛局等に発出して周知するなどの処置を講じていた。

今後、本院としては、新たな指定基準による補助対象区域の見直しの状況について注視していくこととする。  
(検査報告440ページ)

## 平成30年度決算検査報告

### (2) 国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③)>

国土交通省は、国管理空港の土地等の行政財産について東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用許可を行う場合(使用許可を行う者を「使用許可者」)の使用料について、不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)及び使用料の変動率を求める調査を委託するなどして算定している。そして、使用料の算定に当たり、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(以下「3事業」)については事業ごとに収益性を確認できることから、これらの純収益の額に使用許可者に配分する純収益の割合(以下「使用許可者への配分率」)を乗ずるなどして算出した収益賃料等を用いている。しかし、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、使用許可者と使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)とで異なる方法で算出した建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)による比率に基づいて3事業に係る純収益の使用許可者への配分率を算出したりしていることにより、使用料が過小に算定されている事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。
- イ 鑑定会社等に使用料調査を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。
- ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、2年1月、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。そして、5年7月に使用料調査を鑑定会社等に委託する際の仕様書に上記の算出方法を明記した。
- エ 地方航空局が使用料の変動率を求める調査を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費

用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。また、ウと同様の取扱いとなるよう3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを仕様書に明記するよう、5年7月に地方航空局に通知した。

(検査報告405ページ)

## 令和2年度決算検査報告

### (3) 国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③)>

厚生労働省は、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の保険者である市町村(特別区等を含む。)に対して、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化することを目的として保険基盤安定負担金を交付している。同法等によれば、市町村は、保険者支援分として、当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者に係る保険料(保険税を含む。)の総額(以下「保険料算定額」)を一般被保険者の数で除して算定した一般被保険者一人当たりの平均保険料算定額に、保険料の軽減割合ごとに区分して集計した世帯に属する一般被保険者の数及び所定の割合をそれぞれ乗じて得た額を合算した額を算定し、この額を一般会計から当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない(これにより繰り入れる金額を「繰入金額」)こととされており、国は、繰入金額の1/2に相当する額を負担金として交付することとされている。そして、国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱によれば、負担金の交付決定には、証拠書類を整理し、保管しておかなければならないことなどの条件が付されることとされている。しかし、負担金の交付額を算定する際に用いる保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表(以下「算出基礎表」)を確認したところ、保険料算定額のうち、一般被保険者について算定した均等割額の総額は一般被保険者数に各市町村が条例で定める均等割額を乗じて得られる額と一致し、世帯について算定した平等割額の総額は世帯数に各市町村が条例で定める平等割額を乗じて得られる額と一致するものであるのに、111市町村においては、少なくともいずれかが一致していないため、負担金の交付額が適正に算定されていないと認められた。そして、これらの市町村では、算出基礎表を作成するために必要なデータ(以下「算定用データ」)の抽出条件を誤るなどしており、このうち12市町村において負担金の交付額が過大となっている事態並びに84市町村において過年度分の算定用データをシステムから抽出することができず適正な繰入金額及び負担金の交付額を算定できない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 12市町のうち、返還の必要がないと判明した1市を除いた11市町に対して、令和4年3月に返還を求めた。また、84市町村に対して、市町村が保有している各種資料に基づき適切に保険基盤安定負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち、34市町村に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、同月に返還を求めた。そして、残りの7市町に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、5年3月までに返還を求めた。
- イ 3年12月に、同省が都道府県及び市町村との間で運用しているポータルサイトに通知を掲載する



ことにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる負担金繰入金額算出基礎表を作成するために必要なデータを抽出する時点等の抽出条件について、市町村に対して周知徹底した。

ウ イの通知により、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、一般被保険者について算定した均等割額の総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの具体的な確認方法を示すことにより、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて、都道府県及び市町村に対して周知した。

エ イの通知により、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となる世帯数等のデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて、市町村に対して周知した。

(検査報告263ページ)

#### (4) 政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について(農林水産省)

##### <指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

農林水産省は、民間の事業者(以下「受託事業者」)に、同省が備蓄等することとなっている国内産米穀及び外国産米穀(これらを「政府所有米穀」、このうち外国産米穀を「MA米」)の販売、保管、運送、販売等に伴うカビ確認等の業務を包括的に委託している。このうち販売等に伴うカビ確認は、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ状異物を確認すること(以下「メッシュチェック荷役」)などによるものとされており、受託事業者は、この業務を複数の倉庫業者に再委託して実施させている。そして、受託事業者への委託費のうち、メッシュチェック荷役経費については、メッシュチェック荷役経費の単価にメッシュチェック荷役を行った政府所有米穀の数量を乗じた額を支払うこととされている。しかし、MA米に係るメッシュチェック荷役経費の単価について、多くの作業人員により処理していて1 t当たりの処理時間(以下「処理時間/t」)が短い倉庫業者や、少ない作業人員により処理していて処理時間/tが長い倉庫業者が見受けられるのに、作業人員と処理時間/tをそれぞれ合計してそれらの要素ごとに平均値を算出し、これらを乗ずるなどして算定する方法により設定していたり、米穀の種類及び作業台の形状により作業効率が大きく異なっているのに、米穀の種類等ごとの処理数量を考慮せずに算定したものとなっていたりして、単価が作業実態に見合ったものとなっていない事態が見受けられた。

##### <講じた処置>

同省は、令和3年4月から4年10月までの間に、メッシュチェック荷役経費の単価を算定するに当たり必要なメッシュチェック荷役の作業実態の調査を実施し、その結果を踏まえて、5年6月に、倉庫業者ごとに算定した1 t当たりの処理に要する作業人員・時間等の平均値を、米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均した上で、必要な調整を行うなどしてメッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、5年度の契約から当該算定方法に基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図る処置を講じていた。

(検査報告318ページ)

## 令和3年度決算検査報告

## (5) 家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について(文部科学省)

## &lt;指摘の要旨(意見表示事項③⑥)&gt;

文部科学省は、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱に基づき、地方公共団体等に対して公立学校情報機器整備費補助金を交付している。同補助金の対象となる事業のうち、「家庭学習のための通信機器整備支援事業」は、都道府県及び市町村(特別区、市町村の組合及び広域連合を含む。これらを「事業主体」)に対し、公立の小学校、中学校等の児童生徒が、学校教育活動の一環としてインターネットを利用して行う家庭における学習活動(以下「家庭学習」)に必要となるモバイルWi-Fiルータ等(以下「ルータ」)の貸与を目的とした購入費を補助するものである。しかし、家庭学習における使用を目的として整備したルータについて、納品から1年以上にわたって家庭学習において使用されていないものが多数あり、今後使用される見込みがないものも多数ある事態が見受けられた。

## &lt;講じた処置&gt;

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア ルータの家庭学習における使用が低調となっている理由について、事業主体に対して調査を実施して確認させた上で、これを踏まえ、家庭学習における使用を促進するための方策等について検討し、ルータを放課後子ども教室で使用するなどの検討結果について令和5年2月に事務連絡を発して、事業主体に周知した。
- イ ルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法について、事業主体に対して調査した上で検討し、その結果を踏まえ、アの事務連絡において、校外における教育活動で活用するなどの参考となる事例を紹介するなどして、適切な活用方法を事業主体に周知した。

(検査報告135ページ)

## (6) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について(厚生労働省)

## &lt;指摘の要旨(意見表示事項③⑥)&gt;

厚生労働省は、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」)に相当する額を対象として雇用調整助成金を支給している。雇用調整助成金の支給額は、①休業等を行った期間ごとに、事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった前年度の賃金総額を前年度の被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額に、事業主が労働組合等との間で締結した協定に基づく休業手当の支払率を乗ずることにより休業手当相当額を算定し、②これに所定の助成率を乗ずることにより1人1日分の助成額単価を算出し、③その額とその額の上限として同省が設定した額(以下「日額上限額」)のいずれか低い額に休業等を行った延べ人日数を乗ずることにより算定することとなっている。また、同省は、新型コロナウイルス感染症が経済社会情勢に大きな影響を及ぼしていることなどを踏まえて、令和2年4月以降、特例として助成率や日額上限額を引き上げるなどしている(この特例を「コロナ特例」)。しかし、雇用調整助成金に係る支給額の算定方法において、休業手当の支払率の対象とした、労働の対償として支払われるもの(以下「賃金等」)の範囲を考慮することとされていないことにより、一部の事業主において、賃金等のうち、休業手当の支払対象となっていない

部分に対しても助成が行われることになっていた。このため、コロナ特例による助成率や日額上限額の引上げに伴って、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る額(以下「超過額」)が相当生じている状況となっている事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、5年9月に雇用調整助成金に係る支給要領を改正し、雇用調整助成金に係る支給額の算定に当たって超過額を生じさせないように、事業主が実際に支払った休業手当の総額に助成率を乗じて得た額を基に支給額を算定する方法に改めて、休業等を行った期間の初日が6年1月1日以降のものから適用することとする処置を講じていた。(検査報告268ページ)

### (7) 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について(厚生労働省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、生活保護システムと情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」)とを接続し、社会保障・税番号制度の円滑な施行に資することを目的として、生活保護システム等の改修に必要な経費等を対象に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等を交付している。厚生労働省は、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(これらを「事業主体」)に対して、情報提供NWSを通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること(以下「情報連携」)により、省略可能な書類があったり、生活保護法第29条に基づく調査に要する時間が縮減されたりするなど、事業主体において業務上の利点があること、情報連携を行うには、業務フローの確認及び見直しの必要性があることなどを示した多数の通知(これらの通知を含め、厚生労働省が情報連携に関して発出した通知を「情報連携通知」)を発出している。しかし、23都道府県の35事業主体において、情報照会(情報提供NWSを通じて、他の機関に対して当該機関の保有する情報の提供を求めることをいう。)が全く実施されておらず、生活保護システム等の改修の効果が十分に発現されていない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和5年3月に事務連絡を発して、情報連携通知等を内容に基づいて分類したり、情報連携に関する留意点を質疑応答形式でまとめたりして、情報連携通知等の内容を理解しやすく整理した上で、事業主体に対して改めて周知した。
- イ アの事務連絡により、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう都道府県等に対して改めて周知した。(検査報告269ページ)

### (8) 施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について(厚生労働省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

厚生労働省は、災害時に入所者等の安全を確保するため、地方公共団体が行う高齢者関係施設への非常用自家発電設備及び受水槽等の給水設備(これらを「非常用設備等」)の整備に、又は社会福祉法人等が行う高齢者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県若しくは市町村(特別区を含



む。)が補助する事業に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付している。また、社会福祉法人等が行う障害児者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県又は政令指定都市若しくは中核市が補助する事業に、社会福祉施設等施設整備費補助金を交付している(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を合わせて「施設整備補助金」、社会福祉法人等が行う非常用設備等の整備に対し都道府県又は市町村が補助する事業に施設整備補助金を交付する場合の都道府県又は市町村を「都道府県等」、施設整備補助金により非常用設備等を整備する地方公共団体又は社会福祉法人等を「事業主体」)。同省によれば、施設整備補助金に係る交付要綱等において耐震性を確保する必要性等は示されていないものの、整備する非常用設備等について耐震性の確保に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等は施設整備補助金を交付するなどとしている。しかし、施設整備補助金による非常用設備等の整備に当たり、非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されていないなどして、耐震性が確保されているか確認できず、地震の際に有効に機能しないおそれがある事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和4年11月及び12月に都道府県等に対して事務連絡を発出して、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、施設整備補助金の事前協議等に当たって、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性、及び耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことが必要であることを事業主体に周知するなど、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示した。
- イ アの事務連絡により、都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えた事前協議等に用いるチェックリスト等を示すことにより、地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにした。(検査報告270ページ)

### (9) 過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について(農林水産省)

#### <指摘の要旨(意見表示事項⑳)>

林野庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、公共建築物等の構造材等への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫の解消に貢献することを目的とし、令和2年度限りの事業として、過剰木材在庫利用緊急対策事業(以下「対策事業」)を実施している。林野庁は、対策事業の実施に当たり、一般社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」)を事業実施主体とし、木材製品の利用促進を行う工務店等への助成金の交付(対策事業において工務店等へ交付する助成金を「対策事業助成金」)等の業務に要する経費について、国庫補助金を交付している。また、林野庁は、JAS構造材等の消費拡大に向けた普及・実証の取組等に対して助成を行う実証支援事業等(以下「実証支援事業」)を平成30年度以降実施してきており、対策事業は、実証支援事業を参考としている。そして、対策事業の対象とすることができる建築物等は、対策事業以外に国からの助成を受けていないことなどが要件とされている。しかし、一部の建築主が国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けていて、建築物等が対策事業以外に国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けているか確認することについて全木連に対して適切な説明が行われていなかったり、当該確認を行う仕組みが構築されていなかったりする事態、及び公募要領が公表された日より前に建築確認申請や工事請負契約、入札公告

が行われるなど対策事業が実施されなくても木材製品が利用されることが見込まれていて、対策事業助成金の交付が木材製品の利用促進のために効率的に行われていない事態が見受けられた。そして、林野庁は、対策事業に対する本院の指摘を踏まえて、全木連に対して、令和4年度の実証支援事業の実施に当たり、工務店等の事業主体が事業申請を行う際には、建築主が地方公共団体の補助金等を含めて国からの助成を受けていないことを建築主に書面で回答を求め、当該書面を提出させるよう規程に反映させる措置を講じている。

#### <講じた処置>

同庁は、次のような処置を講じていた。

- ア 4年度の実証支援事業の実施に当たり講じた上記措置の状況を踏まえ、今後実証支援事業を含めて対策事業と同様に他に国からの助成を受けていないことを要件とする事業(以下「同様の要件を規定する事業」)を実施する場合には、地方公共団体等に照会するなどして地方公共団体の補助金等の財源に国庫補助金等が含まれていないことを確認した資料を事業主体から事業実施主体に提出させ、更に事業実施主体が地方公共団体等に確認する仕組みを構築した。そして、5年度の実証支援事業については、5年3月に事業実施主体である全木連に対して通知を發出して、当該構築した仕組みを規程に反映させた。また、同様の要件を規定する事業については、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれていないことを確認するよう事業実施主体に対して適切な説明を行うこととするとともに、当該構築した仕組みを規程に反映させるよう指導することとし、5年3月に同庁内の各課に周知した。
- イ 今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、対策事業における事業要件等について検証を行い、木材製品の利用促進のために対策事業助成金の交付が効率的に行われるためには、実施要領等において、建築確認申請、工事請負契約等の木材を利用するために必要な申請や契約が対策事業の公募要領の公表日以降に行われたことを事業要件とする必要があったとする検証結果を取りまとめた。そして、制度設計において当該検証結果を踏まえた事業要件を設定するよう、5年7月に同庁内の各課に周知した。(検査報告321ページ)

### (10) 林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について(農林水産省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③)>

林野庁は、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して資金の一部を国庫補助金として交付している。そして、都道府県が造成した林業・木材産業改善資金(以下「改善資金」)において、多額の繰越金を発生させている事態について本院が平成13年及び20年に指摘するなどしたところ、林野庁は、貸付けが見込まれない額のうち、国庫補助金に相当する額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じたり、自主納付の考え方に係る通知を発するとともに都道府県に周知徹底を図るなどの処置を講じたりしている。しかし、都道府県において、貸付事業計画に記載する貸付見込額(以下「貸付計画額」)及び自主納付の検討対象とすべき額(以下「自主納付検討額」)の算定を適切な貸付需要に基づいて行っていなかったこと、林野庁において、上記の通知で示されている算定方法と異なる独自の算定方法(以下「独自算定」)による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付検討額を基に決定した自主納付の予定額(以下「自主納付予定額」)の内容について根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について資金造成総額、実績報告書に記載された貸付実績の金額(以下「貸付実績額」)等と比較するなどしたりして、上記の内容及



び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなどの十分な確認を行っていなかったことから、自主納付制度が十分に活用されておらず、改善資金が貸付需要に対応した適切な規模とならずに多額の繰越金を発生させている事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同庁は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年11月に都道府県に対して通知を発して、適切な貸付需要に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう周知徹底するとともに、都道府県に対する説明会やブロック会議において、当該通知に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底した。

イ アの通知により、独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額の内容について都道府県から根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について、資金造成総額、貸付実績額等と比較したりなどするとともに、上記の内容及び算定結果の妥当性をチェックシートにより検証した上で、疑義があるものについては再検討を求め、必要に応じてヒアリングを行うこととするなど十分に確認を行う体制を整備した。  
(検査報告322ページ)

### (11) 農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について(農林水産省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③6)>

農林水産省は、土地改良法等に基づき、農業農村整備事業等を、自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、農業農村整備事業等の一環として各種の測量を実施している。測量法は、測量の重複を除き、測量の正確さを確保することなどを目的として、測量の実施の基準等を定めており、国又は公共団体が費用の全部又は一部を負担し又は補助して実施するなどする測量のうち、規模や精度に関する一定の要件を満たすものは、公共測量に該当することとなっている。そして、公共測量を実施する場合は、公共測量を計画する事業主体(以下「測量計画機関」)から国土地理院に計画書及び測量成果を提出するなどの公共測量の手続を行わなければならないこととなっており、当該手続を行うことにより、測量成果は、その精度が確保され、他の測量計画機関等により様々な用途に利活用されることになっている。しかし、測量計画機関が公共測量の手続を適切に行っていないため、その測量成果について、公共測量としての精度が確保されていることを客観的に確認できない状況となっていたり、国土地理院において一般の閲覧に供されていなかったりなどして、他の測量計画機関等が様々な用途に利活用できる状況になっていない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、令和5年3月に地方農政局等に通知等を発して、測量計画機関が測量を実施する場合には、公共測量の意義や手続について十分に確認するなどして、公共測量に該当する測量について計画書及び測量成果を国土地理院に提出するなどの公共測量の手続を適切に行うよう、地方農政局等の測量計画機関に対して指導するとともに、地方農政局等を通じるなどして都道府県、市町村等の測量計画機関に対して助言を行う処置を講じていた。そして、同年5月に全ての地方農政局等及び都道府県の担当者を対象とした会議を開催するなどして、上記の通知等に基づき公共測量の手続を適切に行うよう、指導又は助言を行う処置を講じていた。  
(検査報告323ページ)

**(12) 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について(農林水産省)****<指摘の要旨(処置要求事項⑳)>**

農林水産省は、国営かんがい排水事業により造成された既存の農業水利施設の更新等を行う国営更新事業を順次実施している(国営更新事業により更新するなどした農業水利施設を「国営更新施設」)。また、都道府県等は、国営更新事業に関連する土地改良事業として、国営更新施設と田畑とを接続するための用排水路等の農業水利施設(以下「附帯施設」)の整備、更新等を実施している。このため、国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能することにより、国営更新事業はその効果を発揮することとなる。国は、農業水利施設の機能保全対策について、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進することとしている。そして、農政局等は、施設の機能を維持するための対策工法等について取りまとめた機能保全計画が策定されている附帯施設等のうち当該計画における対策工事の開始予定年度を経過した施設について、都道府県に対して対策工事の実施状況等を所定の様式(以下「把握様式」)により報告させることとしている。しかし、農政局等において附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握していない事態、及び機能保全計画に基づく対策工事が実施されていない附帯施設について劣化の状況が機能保全コストが最も経済的となる最適コストによる対策工事で対応可能な範囲内(以下「最適コスト範囲内」)にあることを都道府県等が確認しているかどうかを農政局等において把握していない事態が見受けられた。

**<講じた処置>**

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和5年4月に発出した農政局等に対する通知により、把握様式を変更して附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目を設けるとともに、附帯施設であることを確認できる項目及び附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目を設けた。
- イ 5年2月に農政局等に対して通知を発出するなどして、変更後の把握様式に基づき、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握するとともに、策定していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。また、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するとともに、確認していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。
- ウ アの通知により、都道府県等に対して、農政局等を通じるなどして、附帯施設の機能保全計画の策定期間の目安を示すとともに、機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性について周知徹底した。(検査報告324ページ)

**(13) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金の取扱いについて(経済産業省)****<指摘の要旨(意見表示事項㉑)>**

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(令和4年11月14日以降は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)は、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者<sup>(注1)</sup>(租鉱権者<sup>(注2)</sup>を含む。以下「鉱業権者

(注1) 鉱業権者 鉱区において、登録を受けた鉱物等を掘採し、及び取得する権利を有する者  
 (注2) 租鉱権者 鉱業権者の鉱区において、鉱物を掘採し、及び取得する権利を有する者

等)が石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和43年5月以降は石炭鉱害賠償等臨時措置法。以下「賠償法」)に基づき将来の沈下鉱害<sup>(注)</sup>の賠償に要する費用の一部として積み立てた鉱害賠償積立金を管理している。資源エネルギー庁は、賠償義務を負う鉱業権者等(以下「賠償義務者」)の存否等により、鉱物の試掘、採掘等のために登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」)を有資力鉱区と無資力鉱区に区分している。このうち、無資力鉱区は、賠償義務者が存在しなかったり、通商産業局(平成13年1月6日以降は経済産業局)等において、賠償義務者がそれまで積み立てた鉱害賠償積立金に関する一切の権利を放棄することなどを条件として資力を有しないことの認定を行ったりした鉱区となっている(無資力鉱区に係る賠償義務者を「無資力賠償義務者」、無資力鉱区に係る鉱害賠償積立金を「権利放棄等積立金」)。また、賠償法によると、賠償義務者は機構に対して取戻しの請求を行うなどして機構から鉱害賠償積立金を取り戻せることとなっている一方、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理については定められていない。しかし、権利放棄等積立金については、無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれないにもかかわらず、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理が定められていないことなどにより、機構において長期にわたり積み立てられたままとなっていて、他に活用されていない事態が見受けられた。

#### < 講じた処置 >

同庁は、今後も無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれない権利放棄等積立金の活用について、現行の制度において機構が任意で国庫納付することが可能であることなどを確認し、機構において国庫へ納付する額を算定して同庁に報告することを検討するよう、令和5年6月に機構に対して文書を発する処置を講じていた。そして、機構は、同庁が発した文書を踏まえて検討し、同年9月に権利放棄等積立金相当額15億4847万円を国庫に納付した。(検査報告342ページ)

### (14) Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払について(国土交通省)

#### < 指摘の要旨(処置要求事項③④⑤) >

観光庁は、ツーリズム産業共同提案体(以下「事務局」)に委託して実施しているGo To トラベル事業の一時停止措置等により取り消された旅行商品の予約について、事務局を通じて旅行業者等に対して、取消料対応費用及び当該費用を旅行業者等から観光関連事業者等に配分するなどの事務に係る費用(以下「取消料対応費用等」)を支払う措置を講じている。そして、事務局は、「一時停止等の措置に係る旅行取消による取消料対応取扱要領」(以下「取扱要領」)等に基づき、旅行業者等から提出された予約日、取消日等を記載した一覧表(以下「予約リスト」)の内容等について確認(以下「事前審査」)を行い、一定の要件を満たす予約について取消料対応費用を支払っている(取扱要領等に基づく取消料対応費用の支払対象となるための要件を「支払要件」)。同庁は、事務局に対して、事前審査を終えた一部の申請に係る予約を抽出して、旅行業者等が保有している旅行商品の予約の内容、取消日等を証する書類等(以下「予約記録等」)の提出を旅行業者等に求めて改めて審査(以下「事後審査」)を行うよう指示し、事務局は、一部の予約について取消料対応費用等の支払対象とならないものであることを確認して、その結果を同庁に報告していた。しかし、同庁は、事後審査の対象範囲を拡充するなどの対応を事務局に指示していなかった。そこで、本院において、事後審査の対象とされなかつ

(注) 沈下鉱害 深所採掘に起因する地盤沈下。「鉱害賠償積立金算定基準」によれば、採掘終了後2年半以内で安定するとされている。



た予約等について、取消料対応費用等の支払対象となるか確認したところ、予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態、予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態及び事務局による審査が十分でない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同庁は、令和5年5月までに次のような処置を講じていた。

- ア 予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態について、事務局に対して、改めて支払対象とならない取消料対応費用等を算出させ、これを旅行業者から返還させた上で、事務局に支払う委託費から過大となっていた取消料対応費用等に相当する委託費を減額することにより、国庫に返還させた。
- イ 予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態について、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。
- ウ 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、申請内容に疑義がある予約を抽出するなど、事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示し、支払対象とならないものについては、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。(検査報告407ページ)

### (15) 空き家対策事業における空き家等の除却等について(国土交通省)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③④⑥)>

国土交通省は、空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業(これらを「空き家対策事業」)を実施している。そして、社会資本整備総合交付金及び空き家対策総合支援事業に係る補助金(これらを「補助金等」)を、空き家対策事業により空き家等の除却等をした所有者等に補助金等を交付する市区町村に交付している。空き家対策事業において、補助の対象となる空き家等の種類は不良住宅、空き家住宅等となっており、不良住宅の要件については、主として居住の用に供される建築物等でその構造等が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものであり、住宅地区改良法施行規則の「住宅の不良度の測定基準による測定表」(以下「測定表」)の評定項目に基づき不良度を測定した評点が100以上であるものとなっている。また、空き家住宅等の除却に当たっては、除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に供すること(以下「跡地の公益的利用」)が要件となっている。しかし、市町が実施した空き家対策事業において、不良住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されている事態、空き家住宅等の跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか市町が把握していない事態及び跡地の公益的利用が行われていない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和5年4月までに、不良5住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されていた市町に対して、補助金等の返還の措置を執った。

- イ 5年3月に通知を発するなどして、都道府県を通じるなどして市区町村に対して、不良住宅の除却に当たっては、主として居住の用に供される建築物等であることを確認すること、及び住宅の不良度の測定に当たっては測定表の評定項目に基づいた方法により行うことについて周知徹底した。
- ウ イの通知等により、市区町村に対して、跡地の公益的利用が行われていないものについては、速やかに所有者等と協議の上、跡地の公益的利用についての同意等を得ることなどに努めることについて周知徹底した。
- エ 4年11月から12月にかけて、空き家住宅等を除却した跡地の利用等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、5年3月に、同省が定めている空き家対策事業の要綱を改正して、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そして、イの通知等により、市区町村に対して、市区町村の補助金の交付要綱等においても、跡地の公益的利用の目的、必要期間、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを定めて、事業の実施前に市区町村が所有者等に跡地の公益的利用の必要性等を十分に説明するなどするよう周知徹底した。
- オ エのとおり、調査を行い、その結果を踏まえて、空き家対策事業の要綱を改正して、跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知することを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そして、イの通知等により、市区町村に対して、空き家住宅等を除却した跡地について、事業の実施後に跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知すること、及び跡地の公益的利用の状況を確認することにより跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか把握することの必要性について周知徹底した。(検査報告408ページ)

## 16) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について(内閣府(内閣府本府)、総務省)

### <指摘の要旨(意見表示事項③⑥及び処置要求事項③⑥)>

内閣府は、令和2年4月に閣議決定された緊急経済対策の一環として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「コロナ交付金」)について、その基本的な枠組みとなる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」等を定めるなどしている。これらによれば、コロナ交付金は、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」)に基づく交付対象事業に要する費用に対して交付することとされており、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はないとされている。また、地方公共団体は、実施した個々の交付対象事業(以下「交付金事業」)の終了後に、効果の測定(以下「効果検証」)を実施し、結果を公表するなど説明責任を果たすよう要請されている。そして、総務省は、2年度に内閣府から5兆0110億円の予算の移替えを受けた後、同年度中に2兆6144億円を支出したほか、3年度に2兆3958億円を繰り越すなどしている。しかし、商品券等の配布事業において使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等が事務委託等した商工会等に滞留するなどしている事態、金融機関から融資を受けた中小企業者等が負担した信用保証料の補助等事業において保証対象の債務に係る繰上償還に伴い生じた信用保証料等の過払い分の返金等(以下「過払分返金」)が地方公共団体に滞留している事態、水道料金等の減免事業において国又は地方公共団体により管理等が行われている施設(以下「公的機関」)の利用に係

る水道料金等の減免額にコロナ交付金が充当されている事態、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金(以下「持続化給付金」)の上乗せ事業において持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除された場合に上乗せ分の給付が要件を満たすものであるか確認することが困難となっている事態及び交付金事業の適切な方法による効果検証が実施されていなかったり検証結果が公表されていなかったりしている事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

同府及び同省は、次のような処置を講じていた。

ア 同府は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発し、商品券等の配布事業について、商品券等の使用実績を把握するなどした上で、事業者等との間で商品券等の換金額によって精算するなどして使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額が事務委託等した事業者等に滞留することがないようにするなどの取扱いを定めて周知した。

イ 同府は、アの事務連絡により、繰上償還が行われた場合に信用保証料の補助等事業に係る過払分返金が地方公共団体に生ずる場合があることを周知するとともに、過払分返金が生じた場合には、コロナ交付金を国庫に返還するなどの取扱いを定め、適切に対応するよう周知した。

ウ 同省は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発するなどし、信用保証料の補助等事業に係る過払分返金について、既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等の状況を把握して、把握した過払分返金額等について、補助対象事業費から除くなどして実績報告を行うとともに、コロナ交付金の額の確定後においてもコロナ交付金を国庫に返還する必要があるか確認した報告書を定期的に提出することとして、コロナ交付金を国庫に返還する仕組みを整備して、適切に処理するよう周知した。

エ 同府は、アの事務連絡及び4年12月に発した事務連絡により、水道料金等の減免事業について、公的機関を減免対象とすることはコロナ交付金の性質になじまないとする留意事項を示した。また、今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に水道料金等の減免事業を掲げる場合は、公的機関を対象に含まない旨を記載させることとし、その旨を周知した。

オ 同府は、アの事務連絡により、地方公共団体が、国の補助金等の交付を受けていることを要件として独自の補助金等を交付するなどの事業を実施する際に、地方公共団体が国の補助金等の交付状況を国に確認することについての同意を交付対象者本人から得るなどして、当該交付状況に係る情報を利用するなどして当該補助金等の交付の適正性を確認する体制を整備するよう周知した。

カ 同府は、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討し、アの事務連絡により、地方公共団体において、効果検証の実施状況について、同府が示した調査結果及び公表事例も参照し、公表事例における効果検証の手法も参考とした上で、適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知した。

今後、本院としては、過払分返金が生ずることなどに伴うコロナ交付金の国庫への返還の状況について注視していくこととする。

(検査報告449ページ)



## (17) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に係る契約について(国立研究開発法人国立環境研究所)

### <指摘の要旨(処置要求事項⑳)>

国立研究開発法人国立環境研究所は、化学物質のばく露や生活環境が、子どもの健康にどのような影響を与えているかを明らかにして、化学物質等の適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的として、子どもの健康と環境に関する全国調査(以下「エコチル調査」)を実施している。そして、研究所は、エコチル調査に係る契約を、総額をもって契約金額とする契約(以下「総価契約」)又は単価を契約の主目的とし、期間を画してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約(以下「単価契約」)により締結しており、その契約書においては、必要がある場合には、研究所は業務の内容を変更することができ、この場合において契約金額又は契約期間を変更するときは、契約の相手方と協議して書面によりこれを定めることとなっている。しかし、総価契約において、業務の実績数量が仕様書に記載されている予定数量を相当下回っているなどしていたのに契約変更等を行わないまま契約金額の全額を支払っていたり、単価契約において、単価が被験者1人当たりの金額として設定されているため、検査項目の全部又は一部の検査が行われていなくても被験者1人当たりの単価により支払われていたりした事態及び契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせていた事態が見受けられた。

### <講じた処置>

研究所は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和5年1月に、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となるよう「物品購入・役務等契約マニュアル」を改訂し、契約変更を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等を定めるとともに、これを関係部局に周知徹底した。
- イ 5年5月までに、監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて研修を行った。また、今後においても、同様の研修を継続して実施していくこととした。

(検査報告499ページ)

## (18) 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等について(独立行政法人住宅金融支援機構)

### <指摘の要旨(処置要求事項㉑及び意見表示事項㉒)>

独立行政法人住宅金融支援機構は、民間の金融機関(以下、単に「金融機関」)においてフラット35等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローン(以下「フラット35」)の債権を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書等において、金融機関から買い取るフラット35の債権(以下「買取債権」)は、自ら居住する住宅を建設し、又は購入する者に対する貸付けに係るものであることなどの要件に適合するものでなければならないなどとしている。しかし、フラット35の融資を受けている者(以下「借受者」)が融資を受けて取得する住宅(以下「融資対象住宅」)に自ら居住せず第三者に居住用として賃貸(以下「第三者賃貸」)していたり、融資対象住宅の全部又は一部を店舗、事務所等として使用(以下「用途変更」)していたりして買取債権が要件に適合していない事態、買取債権について第三者賃貸や用途変更等の有無等についての実態調査(以下「融資後状況調査」)を行うことを規定していなかったり、借受者が機構の調査に応じな

い場合にどのように対応するかなどについて規程等に定めていなかったりして、機構が融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握し、対応することができていない事態、及び融資対象住宅のうち、主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅(以下「セカンドハウス」)の第三者賃貸や用途変更が生じやすいという特質を踏まえた融資後の状況を十分に把握するための方策を講じていない事態が見受けられた。

#### <講じた処置>

機構は、令和5年8月までに次のような処置を講じていた。

- ア 買取債権が要件に適合していない56件の事態について、要件に適合していない事態を解消するために必要な対応を執るよう借受者に求めた。これを受けて、借受者において任意の繰上完済等の対応が執られ、また、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求を行うなどの必要な措置を講じた。
- イ 買取債権に係る規程を改正して、買取債権について融資後状況調査を行うことを規定するとともに、融資後状況調査の具体的な方法等を定めた実施細則を制定した。そして、融資後状況調査を担当する職員を増員したり、融資後状況調査を効率的に実施するための方策を講じたりして、融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備した。また、セカンドハウスについて、全ての買取債権を対象として融資後状況調査を実施することとし、上記の実施細則においてその特質を踏まえて借受者が自ら居住していることの確認、調査方法等を定めた。
- ウ 借受者が融資後状況調査に応じない場合であっても、機構が把握した融資対象住宅に関する情報等に基づき、第三者賃貸や用途変更等の要件違反の有無を判断した上で、繰上償還の請求等の必要な措置を講ずることなどをイの実施細則に定めた。(検査報告516ページ)

## ◎ 2 処置が完了していないもの

### 令和3年度決算検査報告

#### (19) 政府開発援助の効果の発現について(外務省)

##### <指摘の要旨(意見表示事項③⑥)>

外務省は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。しかし、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」)による小学校改修計画において改修した小学校が児童数が少なくなったことを理由として閉鎖されていたり、給水システム整備計画において整備した給水スタンドの多くから水が出ないなど飲み水に適した安全な水質で水量が確保されていなかったりして援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

##### <処置状況>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 小学校改修計画における事態を踏まえて、令和5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認す

ることとした。

イ 給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、水量を回復できていない原因を究明させるなどして整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は原因を水道管に盗水管が接続されていたことなどと特定して盗水管を取り外すなどの工事を行ったり、飲み水に適した安全なものではないとされていた水源から取水している既存の給水システムに接続した給水スタンドについて、取水槽等の洗浄、薬品の投入等を行ったりすることにより、飲み水に適した安全な水質で水量が確保できるようにしていた。また、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握することとした。

一方、同省は、アの児童減少により閉校となった小学校について、事業実施機関に対して働きかけを行ったところ、事業実施機関は地域の主要産業である農業関連の研修施設としての活用に向けた取組を開始したとしており、引き続き有効活用されるよう働きかけを行うこととしている。

(検査報告88ページ)

## (20) 障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について(厚生労働省)

### <指摘の要旨(処置要求事項③4)>

厚生労働省(令和5年4月1日以降はこども家庭庁)は、児童福祉法等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村(特別区を含む。)が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算を算定することとなっており、児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を配置していない期間は当該加算を算定できないこととなっている(これを「児童指導員等加配加算の要件」)。しかし、9都県及び13市区の96指定障害児通所支援事業者等(指定障害児通所支援事業者等を「事業者」)の119事業所において、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していたため、障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が過大となっている事態が見受けられた。そして、厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について誤解しているなどの都県等及び事業者があるということを十分に把握していなかったため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」(以下「Q&A」)等に記載していなかったり、児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出(以下「加算届」)の様式に管理責任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして児童指導員等加配加算の要件について十分に周知していないなどしていた。

### <処置状況>

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所のうち返還手続が未



済であった92事業者の115事業所については、このうち31事業者の32事業所に対して、5年6月までに、7県及び7市を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 5年3月に都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」)に対して、事務連絡を発し、Q&Aに記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

一方、同庁は、返還手続が未済であった92事業者の115事業所のうち返還手続を行わせた31事業者の32事業所を除く残りの61事業者の83事業所に対して、今後、5都県及び7市区を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせることとしている。(検査報告265ページ)

## (2) 雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について(厚生労働省)

### <指摘の要旨(処置要求事項③④⑤)>

厚生労働省は、休業又は教育訓練を行った事業主に対して、雇用調整助成金を支給したり、緊急雇用安定助成金を支給したりしている(これらを「雇用調整助成金等」)。また、同省は、休業させられている期間の賃金の支払を受けることができなかった労働者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給したり、新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金を支給したりしている(これらを「休業支援金等」)。そして、同省は、雇用調整助成金等又は休業支援金等の支給を迅速化するために、支給決定の際に行う審査の迅速化を行うなどする一方で、支給後に不正受給の有無等の確認(以下「事後確認」)に取り組むことにより適切な支給を確保するとしている。しかし、雇用調整助成金等と休業支援金等が重複して支給されること(以下「重複支給」)や休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請が行われて二重に支給していること(以下「二重支給」)の有無に関する事後確認が適切に行われるなどしておらず、その把握及びそれに対する措置が講じられていない事態、及び雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う調査(以下「実地調査」)の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に不正受給が見受けられている事態が見受けられた。

### <処置状況>

同省は、次のような処置を講じていた。

ア ①厚生労働本省において、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給データから重複支給の可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、都道府県労働局(以下「労働局」)において当該リストを基に重複支給の有無について調査を行うこととした。②重複支給が判明した場合は、事業主や労働者において重複支給とは別に同様の態様等にも留意して調査することとした。

また、既に重複支給が確認された199事業主に雇用されていた437労働者の休業から、事業主の破産手続が完了しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、事実関係を特定した結果、返還させる必要がないことが判明したりした14事業主に雇用された27労働者の休業

を除いたもののうち、173事業主に雇用された378労働者の休業について、令和5年6月までに、事実関係を特定して返還させる措置を講じた。

イ 同本省において、休業支援金等の支給データから二重支給の可能性のある労働者を抽出したりリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に二重支給の有無について調査を行うこととした。

また、既に二重支給が確認された164事業主に雇用されていた185労働者から、労働者が死亡しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、不適正な支給額を特定した結果、返還させる支給額が生じないことが判明したりした20事業主に雇用された20労働者を除いたもののうち、132事業主に雇用された145労働者について、5年6月までに、不適正な支給額を特定して返還させる措置を講じた。

ウ 実地調査の対象とする事業主の選定に当たり、同本省において、不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を設定し、労働局において、必要に応じて労働局が有する知見等により要件を加えた上で、これらの要件に該当する数が多い事業主から順に調査可能な事業主数の範囲内で実地調査の対象リストに掲載することとした。そして、労働局において、優先度に基づいて、当該リストに掲載した事業主の実地調査を行うこととした。

一方、厚生労働省は、アの既に重複支給が確認されたもののうち、事実関係の特定に至っていない19事業主<sup>(注1)</sup>に雇用された35労働者<sup>(注1)</sup>の休業について、また、イの既に二重支給が確認されたもののうち、不適正な支給額の特定に至っていない19事業主<sup>(注2)</sup>に雇用された20労働者については、今後事実関係等を特定して返還させる措置を講ずることとしている。(検査報告266ページ)

## (22) 高収益作物次期作支援交付金事業の実施について(農林水産省)

### <指摘の要旨(処置要求事項③④⑥)>

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした野菜等の高収益作物について、農業者の次期作における生産体制の強化等の取組を支援するために、高収益作物次期作支援交付金事業(以下「交付金事業」)を実施している。交付金事業の事業実施主体である地域農業再生協議会等は、同省が定める取組を実施する農業者(以下「取組実施者」)に対して、交付金(以下「取組交付金」)を交付し、同省は、事業実施主体に対して、取組交付金の交付等に要した経費について高収益作物次期作支援交付金(以下「高収益交付金」)を交付することとしている。また、同省は、交付手続を迅速に進めるために、取組実施者が作成する提出書類等の簡素化を図ることとしており、売上げが分かる資料等の証拠書類を添付させることとしていない。しかし、37事業実施主体において取組交付金が過大に交付されるなどしている事態、及び事業実施主体が行う取組交付金の交付に関する事務処理に誤りが生ずることが想定される状況となっているのに、同省が事業実施主体に対して取組交付金の交付額が適正であるか再確認(以下「事後確認」)を促していないなどしている事態が見受けられた。そして、同省は、令和4年度以降は交付金事業を実施する予定はないとしているが、何らかの突発的、緊急的な事態が今後発生して、農業者の生産体制の強化等の取組を支援す

(注1) 複数の事態に該当する事業主及び労働者があるため、アに記載した事業主数又は労働者数とこれらの数を合計しても、既に重複支給が確認された休業に係る事業主数(199事業主)や労働者数(437労働者)とは一致しない。

(注2) 複数の事態に該当する事業主があるため、イに記載した事業主数とこの数を合計しても、既に二重支給が確認された事業主数(164事業主)とは一致しない。

るための事業を創設し、農業者等に対して迅速に補助金、交付金等を交付等することも考えられる。

#### <処置状況>

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 上記37事業実施主体のうち36事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

イ 5年1月に事務連絡を発出し、高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、過大交付等の事例や誤りを生じやすいポイントについて周知し、必要と認められる場合には事後確認を行うよう促した。そして、当該事後確認の結果を報告させるとともに、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められた事業実施主体に対してこれに係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

ウ 突発的、緊急的な事態に対応した補助金、交付金等の交付等に際して、必要に応じて事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるようにするために、要綱において必要な事項を規定することを検討した。そして、5年7月に補助金等交付等要綱審査マニュアルを整備し、上記要綱の審査時に、必要な事項が規定されているかを確認することとした。

一方、同省は、アの過大に交付されていた取組交付金に係る高収益交付金の交付を受けた1事業実施主体に対して、引き続き、速やかに返還するよう求めることとしている。（検査報告319ページ）

### (23) 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について(経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構)

#### <指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業庁及び福島県との協議の上で定めた「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」)等に基づき、福島県に対して、特定地域中小企業特別資金事業を実施する公益財団法人福島県産業振興センターに対する貸付けに必要な資金の一部を無利子で貸し付けている(機構が福島県に対して貸し付けている資金を「機構貸付金」、福島県がセンターに対して貸し付けている資金を「県貸付金」)。そして、センターは、県貸付金を原資として、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等(以下「移転中小企業者等」)に対する資金の貸付けを行う事業(以下「貸付事業」)や、事務費充当基金を造成してその運用収入等を原資として貸付事業に附帯する事務等を行う事業を実施している。また、準則等によれば、福島県は、移転中小企業者等に新規の貸付けを実施する期間(以下「貸付実施期間」)の終了日の属する年度末以降に県貸付金の規模を見直すこととされている。しかし、貸付事業の貸付実績が貸付事業の原資の規模に比べて低調なものとなっているなどしていたのに、福島県の申出により毎年度貸付実施期間が延長されているため準則に基づく県貸付金の規模の見直しが行われていなかったり、貸付需要が減少するなどの制度をめぐる環境の変化を把握できていたのにこれを踏まえた県貸付金の規模の見直しが行われていなかったりしていることなどにより、国費を財源とした多額の資金が使用見込みのない状況となっている事態が見受けられた。

#### <処置状況>

同庁及び機構は、次のような処置を講じていた。



ア 同庁及び機構は、県貸付金の規模の見直しについて福島県と具体的な手順を協議するなどした上で、機構において、イの改正した準則に基づき、令和5年6月に福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うよう求めた。

イ 同庁及び機構は、県貸付金の規模の今後の見直しについて福島県と協議するなどした上で、機構において、5年6月に準則を改正して、貸付実施期間の終了前にも福島県における県貸付金の必要額の検討が5年度ごとに行われたり、事業実績や制度をめぐる環境の変化等に応じて機構が福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うことを求めたりする規定を定めることにより、適時に見直しが行われるようにした。

一方、同庁及び機構は、引き続き、福島県に対して、アの調査結果を踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう求めていくこととしている。  
(検査報告514ページ)